平成２７年（再イ）第６７号
川崎市宮前区野川2334番地12
再生債務者　三浦　真幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月７日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（再イ）第２８号
山梨県山梨市小原東45番地－３－105
再生債務者　鯉渕　直人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月７日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（再イ）第７７号
兵庫県神埼郡福崎町高岡1430番地５
再生債務者　森本　隆久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月８日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（再イ）第２０号
和歌山県有田郡広川町大字広149番地の９
再生債務者　和都技建こと　坂上　義和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月７日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（再イ）第２号
徳島県三好市池田町西山宮ノ東1272番地２
再生債務者　フィトリエニ（ＦＩＴＲＩ　ＥＮＩ）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月７日　徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（再イ）第２号
青森市中佃１丁目18番25号　ディアコートプラスアールＢ201号
再生債務者　中村　　望
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月８日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２８年（再イ）第４号
茨城県龍ケ崎市7812番地　鳥塚住宅か号棟
再生債務者　𠮷田　大樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月８日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２７年（再イ）第３６号
金沢市泉が丘２丁目９番17号　ロイヤルシャトー泉が丘505号
再生債務者　大島　　清
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月８日　　金沢地方裁判所民事部

平成２７年（再ロ）第１号
長野県岡谷市神明町１丁目８番３号
再生債務者　樋口　美穂
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月８日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（再イ）第３４号
名古屋市守山区吉根３丁目1201番地　ベルフラワーＡＳ203号
再生債務者　植田　和樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第４２号
名古屋市港区築盛町36番地　グランドレジデンス港シティー503号
再生債務者　梶川　　亮
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第８号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地58　向島市営住宅１－４棟402号
再生債務者　脇中奈々恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月８日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２８年（再イ）第１３号
堺市中区福田1389番地25
再生債務者　升本　大輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月７日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２８年（再イ）第２２号
北海道石狩郡新篠津村第46線北12番地　南団地Ｍ－13
再生債務者　岡本　直樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月８日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第２号
石川県小松市白山田町ロ10番地１　ＳＡＭＳＱＵＡＲＥ加賀113号
再生債務者　河合　瑞紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月８日　金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（再イ）第４号
愛知県一宮市神山３丁目６番11号　ベル神山201号
再生債務者　藤本　直人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月８日
名古屋地方裁判所一宮支部

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第９号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成28年６月３日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 28 年６月 21 日
国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
1．承認番号　第Ｌ165号
2．名称　愛知時計電機株式会社
3．住所　愛知県名古屋市熱田区千年一丁目２番70号
4．特定計量器の種類　水道メーター

1．承認番号　第Ｙ161号
2．名称　アズビル金門青森株式会社
3．住所　青森県青森市野木字山口245－８
4．特定計量器の種類　積算熱量計